

# 日本國民所得統計の検討 I

## 戦後國民總生産統計の吟味 (1)

### I 個人消費支出

- 1 總括
- 2 1946—48年の推計
- 3 1949—50年の推計
- 4 「経費的消費」の問題
- 5 實質的な個人消費支出

### II 民間總資本形成

- 1 總括
- 2 1946—47年の推計
- 3 1948年の推計
- 4 1949—50年の推計
- 5 實質的な民間總資本形成

國民總生産は國民純生産 Net National Product に減價償却費に相當する部分を加えることによって得られる數字であるから、國民所得の數字を出發點として推計することもできるわけであるが、それは同時に、支出面における (1) 個人消費支出、(2) 民間國內總投資、(3) 海外純投資、(4) 政府の財及びサービス購入の合計にも等しいわけであるから、ここでは支出面から獨立にこれを推計した數字を検討することにする。ただし、紙面等の都合で、本稿では (1) と (2) だけを取扱い、(3) と (4) については次回にゆずる。

### I 個人消費支出

#### 1. 總括

個人消費支出の推計には二通りのものがありうる。一つは通常人的方法と呼ばれるものであって、個人が消費財 (及びサービス) を購入した面においてこれをとらえるところの方法である。この方法のためには、種々の家計調査が利用されるわけで、家計調査が完備しておれば、この方法はきわめて便利なものとなるのだが、家計調査では、どうしても現金購入が主となるために、自分の所でこしらえて自分の所で消費してしまうようなもの (例えば、農家の自家消費) が脱落しがちであるし、更に又、消費者の現金購入の中には古着や古本の購入のように經常的生産でないものからの買入れが含まれることも注意しなければならない。いま一つの方法は、通常物的方法と呼ばれるものであって、消費財 (及びサービス) の生産高又は賣上高の方から個人消費支出を推計せんとするものである。この方法によるときは、國民總生産との結び付きは直接的なものとなるのだが、他方、消費財とは云いながら、個人による消費支出の對象とはならないよ

うなものも含まれる可能性がある。このように、以上二つの方法にはそれぞれ得失があるのであって、わが國でも戦後の時期には、兩者いずれもの方法が利用され、その結果得られた數字は、これをお互いに比較することができた。概して人的方法による數字は物的方法によるものよりも小さく出ており、1946年には94%、1947年には98%、1948年には85%といったぐあいである。從來の家計調査 (消費者價格調査) が、どちらかといえば價格の調査に重點をおいており、消費支出を網羅的に把握するという心を掛けたものではないために、消費支出の立場から云うと、どうしても脱落が避けられないと思われるので、現在の所は物的方法を中心とした推計が政府によっても採用されている。第1表は物的方法を中心としたところの個人消費支出推計數字の概要である。

第1表 個人消費支出  
(時價による)

	(單位 10億圓)				
(曆年)→	1946	1947	1948	1949	1950
總計	225.9	698.1	1,711.2	2,587.3	2,678.5
飲食費	159.4	468.8	1,162.2	1,681.0	1,642.0
衣料費	11.6	53.4	72.2	108.5	117.3
光熱費	9.4	29.1	69.6	88.8	96.6
住居費	11.1	29.9	69.1	132.8	132.2
雜費	34.4	116.9	338.1	576.2	690.4

第1表において、1946—48年の數字は經濟安定本部國民所得調査室による推計であり、1949—50年の數字は著者による推計である。それぞれについて、ここにその推計方法と問題點とを概説しよう。

#### 2. 1946—48年の推計

この推計で基礎數字が使われたのは1946年について

だけであって、それにつづく2年間の数字は指数による延長である。しかも1946年についても、基礎数字は大部分のばあい直接的なものではなく、まず最初に公定価格による数字の形でとらえられた。したがって、この期間の推計過程は次の3段階に分れる。

- a. 1946年の消費額を、公定価格で、品目別に、四半期別に推計する。
- b. 上記の数字を実効価格で評価換えする。
- c. 1946年の数字のうち、10~12月期の消費額を基準として、それ以後の時期の数字を四半期別に延長推計する。

この第1段階が實は大變な仕事である。1946年には、まだ廣範圍の經濟統制が行われていたから、配給機關や協同組合や所管の官廳などの業務統計をとおして、品目によってはかなり事實に近い消費量を推計することができないわけではなかった。しかし、それでも消費者による購入の對象となる消費財をすべて網羅するということが第一困難であるし、たとえ品目としてはあがっていても、闇流れの分は脱漏する可能性の方が強いと云わなければならぬ。又、主食、野菜、水産物、燃料などのばあいには、云わゆる自家消費が相當の量にのぼるのだが、これの推計がきわめて困難である。更に又、映畫その他の娛樂類の消費額は入場税の統計をもととしており、交際費は遊興飲食税の統計をもととしているのだが、これらの税種目では、當時かなり多額の脱税のあったことが知られているのだから、そのままの数字では明らかに過少評價であると云わねばならないだろう。そのほか、品目の一つ一つについても、相當問題となる點がある。たとえば住居費のうちの「家賃」は、官廳の調べをそのまま採用して約53億圓と推計しており、この金額については、實効価格への評價換えのときにも、變えないでそのままとしているが、これは消費支出總額に對してわずか2.3%にしかすぎない。家賃として事實支拂われたものはその程度であったかもしれないが、當時の事情では、住居を新たに借りるためには莫大な「敷金」を必要としたのであって、この點の補正が十分に行われているかどうかは疑わしい。又、衣料品の購入は、前にものべたように、新規生産のものだけとはかぎらない。殊に1946年のころには古着類の賣買が盛んであった。じじつ、家計調査から推計した人的方法による衣料品の購入額は、1946年に248億圓に達しているのにたいし、物的方法によるときは、公定価格で60億圓、實効価格でも116億圓となっていて、かなりの隔たりがある。個人消費支出推計の一部としては、むしろ古着類の購入も加えたところの数字をとるべきであるかもしれない。さて上に

のべたように、この第1段階においてすでに如上の推計には相當の問題をはらんでおり、全體としては、どちらかと云えば、明らかに過少評價のそしりをまぬかれたいだろうと思う。

第2段階の仕事として要請されるのは、公定価格と實効価格との比率を各品目ごとに計算して、その比率で第1段階の推計数字を補正する、ということである。一つの問題は、自家消費の分をどうするか、という點であって、主食や野菜、水産物や燃料においては、その割合がかなり大きいだけに、相當の問題となる。國民所得調査室は、自家消費の分は公定価格のままで計算するという方法によった。しかし、公定消費者価格が補給金のおかげで生産費以下に下げられていたかぎりにおいては、それでは過少評價とならざるをえないだろう。又、各品目ごとに上記のような比率を計出することは不可能に近いので、實際には、飲食費（但し、嗜好品は別）とか衣料費とかいう大費目別に比率を推計するという方法によっている。基礎資料としての消費者價格調査は1946年7月からしかないから、まず7-9月期と10-12月期について比率を推算し、これを基礎として第1第2兩四半期の比率を遡及延長するという方法がとられた。1946年7-9月期について得られた實効價格對公定價格の倍率は次のとおりである。

食料（嗜好品を除く）	250%
嗜好飲食品	291%
衣料品	200%
光熱	260%

そのほかの項目、すなわち住居費やその他雑費の類は第1段階での推計がそのままあてはまるものとされた。1946年は金融非常措置のあった年で、價格表示の問題が特に複雑をきわめているので、この第2段階の操作は、じじつ容易ではない。國民所得調査室の方法は、やはりここでも、どちらかといえば過少評價のきらいがあるというべきだろう。

第3段階での方法論的な問題は、1946年10-12月期を基準として延長推計をしたということであろう。延長推計の基礎となる四半期ごとの数字に季節性が強いばあいには、この點は特に問題である。一例をひいてこのことを説明しよう。いまかりにA-時系列についてt年の数字を求めるために、B-時系列の四半期数字を利用するものとする。t-1年については、A, B いずれの時系列についても数字は既知であって、t年についてはB時系列だけが分っている。そして今B時系列の方がA時系列よりも季節性が強いとする。かりの数字をあげれば、たとえば次のごとくである。



	t-1				t			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV
A	60	50	60	70				
B	50	40	50	100	70	65	85	120

年間の平均をとるならば、t-1年では、A、B いずれも60であり、t年ではBが85となっている。すなわちB-時系列は、t-1年とt年とのあいだに約40%の増加を示す。ところが、t-1年第4四半期を基準としてt年各四半期の指数を出すと、それぞれ70, 65, 85, 120となり、もしもこの指数がA-時系列の變動をも表わすものとみるならば、t年にかんするA-時系列の延長推計は、これらの指数をt-1年のAの第4四半期の数字にかけたものに等しいこととなり、t年の年間平均は  $70 \times (70 + 65 + 85 + 120) \div 4 = 59.5$  となるだらう。B-時系列は40%の増加を示しているのに、この時系列を利用して延長推計したA-時系列は逆に前年よりもわずかながら落ちてしまう。このような結果になったのは、季節性のはげしい既知の指数を使って或る特定の四半期を基準として延長推計を行ったからにほかならない。もしも基準としてえられた四半期が季節的にいって比較的低いものであるばあいには、延長推計の結果は、上とは逆のものとなっただらう。

國民所得調査室の推計で延長推計のために用いた個々の指数には、それぞれ改善の余地があるにはちがいない。しかし、それよりも方法論的に大きな點は上にのべたような問題である。上では問題を抽象的にのべたに止まるのだが、実際には、いずれの方向にどのような誤差が生じているか——それは具體的に調べてみなければ分らない。なお、利用されたところの個々の指数についても、一そうの検討が必要であらう。出發點となった1946年の基礎数字は明らかに過少評價と思われるが、延長推計によって得られた1947, 1948の兩年については、偏りが逆の方向に向いて1946年の過少評價を或る程度相殺したと思われるふしもある。そのことは、個人消費支出とは獨立に推計されたところの個人所得に對する消費の比率を調べてみると、次表のとおりであって

	1946	1947	1948
個人所得 (10 億圓)	303.2	915.9	1,917.6
個人消費 ( " )	225.9	698.1	1,711.2
同比率 (%)	74.5	76.2	89.2

消費の比率は次第に高くなっている。1946年のような缺乏經濟のどん底において消費の比率が74.5%にすぎず、經濟がかなり回復してきたところの1948年において89.2%にまで上昇するということは、たしかに常識に反するものと云わなければならぬ。

更にいま一つチェックの材料としては、最初に第1の方法として言及したところの人的方法による推計がある。人的方法と物的方法とは大部分の消費項目について推計方法が獨立であるから、一應のチェックの材料とすることはできる。いま同じく國民所得調査室によって推計された人的方法による個人消費支出<sup>1)</sup>の数字を、上記の物的方法による数字と對比して、(人的)÷(物的) という百分比の形で表わすならば次表のとおりとなる。(單位%)

	1946	1947	1948
總計	94	98	85
飲食費	78	89	76
衣料費	214	156	217
光熱費	129	141	125
住居費	112	134	140
雜費	112	87	67

この表をみると、二つの方法のあいだの乖離は、かなりちぐはぐである。總計においては1948年に15%のひらきができていて、前にものべたような物的方法での1948年「過大評價」の傾向(相對的な意味での過大評價であって、實際には1948年の数字でさえ過少評價であるのかもしれない)があらわれている。個々の費目についていうと、理論的にも予期しうるとおり、衣料費、光熱費、住居費は、いずれも人的方法の方が大きくなっており、雜費においては兩者の關係がかなり不規則である。

### 3. 1949-50年の推計

1) 人的方法による推計は、消費主體を農家と非農家とに分け、それぞれについて人口一人當りの消費額を推計するという方法によっている。農家については、物價廳緊急家計費調査(1946年)、全國農業會農家生計費調査(1947年1-9月)、農林省農家生計費調査(1948年4月以降)を利用し、ぬけているところは1947年9月を基準として延長推計を行い、まず農家1世帯あたりの消費額をだし、これを生計費調査の世帯あたり人員でわってそれに農家總人口をかけるという方法によった。そのさい、農家人口の推計については1946年4月の農家人口調査にもとづいて、その人口數の總人口に對する比率47%を求めこの比率をそのままそれ以後の時期についても利用したものである。非農家については、1946年にかんしては厚生省勞政局給與課の「勤勞者生活事情調査報告」中の勞務者標準家族全國平均を、1947, 1948の兩年にかんしては、統計局の消費者價格調査(いわゆるCPS)を利用している。ただ後者については、そのままでは過大評價になるというので、郡部在住の非農家(人口數でいって非農家全體の35%と推定)はCPSにおける小都市での消費と同じであるという假定をもうけ、そのための補正を行うことによつて、CPSの数字は全體として93.5%に引下げられた。

1949年以降については、國民所得調査室は個人消費支出の推計にかんして、推計上の概念を一そう精密にするとともに、方法についても改訂を行った。

概念上での改善は二つの點から成る。一つは、自己所有又は使用の土地家屋の賃貸料についてであり、いま一つは、云わゆる「歸屬利子」(imputed interest)についてである。住居用の土地家屋については、1946—48年の推計では、もともと1946年についての現實に支拂われている賃貸料を、大藏省主税局の稅務統計や厚生省生活局の土地建物賃貸狀況調などから推計し、これを基礎として物量指數・價格指數を使いながら延長推計したものであった。それを、こんどは自己所有又は使用の土地家屋の推定賃貸料をも加えるという主旨から、一應御破算とし(したがって、1949年1—3月期についていえば、住居費合計218億圓の中から家賃および地代の分59億圓を差引き)、そのかわりあらためて、自己所有使用の分を含めた住居全體についての家賃および地代を推計する(1949年1—3月期では、それが141億圓となる)ということに変更した。(その結果、前の推計では1949年1—3月期の住居費は物的方法において218億圓であったのが、新しい推計では300億圓となる。)第2の點である「歸屬利子」というのは、アメリカ商務省の推計方法<sup>2)</sup>に従って、個人が金融機關から受けるところのサービスを事實上購入しているというふうに解釋し、そのための代價は、個人が預金利子の形で利子所得を受取る前に銀行等によって差引かれているとみなすことから發生するところの概念である。推計方法は一應別として、1949年1—3月期についての「歸屬利子」の推計は、國民所得調査室によると、58億圓にのぼったとのことである。そして分類上この品目は「雜費」の中に加えられる。

次に、全體としての推計方法の改訂は、改訂とはいふものの根本的なものではない。依然として指數を使つての延長推計であることに變りはないのだが、基準としては、新たに1949年1—3月期の數字が使われた。この數字そのものは、以前の方法によって1946年10—12月期の數字から延長推計されたものにほかならない。(ただし、住居費については、上にのべたように、古い推計による地代家賃を差引いた殘餘の數字を使う。)そして、延長推計のための指數としては、人的方法による個人消費支出の四半期ごとの數字が使われた。そこで、ここでも問題となるのは、基準としてえられた時期が適當か否かという點である。前節で詳述したのと同じよ

うな問題がここでも該當するわけであつて、幸いにしてこのばあいには、既知數字であるところの人的方法による四半期毎の數字が全部分つていたので、この時系列のもつ季節性からくる誤差を一そう少なくするために、筆者は別の基準による延長推計を試みた。その結果が第1表にかかげた1949—50年の數字にほかならない。筆者が選擇したところの方法を段階毎に箇條書にするならば、次のとおりである。

a. 人的方法による各四半期毎の數字をもととして、1949年の1948年に對する相對數を各費目別に各四半期ごとに算定する。(たとえば、飲食費であるならば、1949年1—3月期の數字3057億圓を1948年1—3月期の數字1565億圓で割つて195%という相對數をうる。)このばあい、住居費については、自己所有使用の分を含まないところの元のままの數字を使う。

b. かくして得られた各四半期毎の各費目別相對數を、相對數の基準となつてゐる時期の物的方法による推計數字に乗ずる。(1949年1—3月期の飲食費であれば、前段階で得られた相對數195%を、物的方法での1948年1—3月期推計2116億圓に乗じて4130億圓を得る。)

c. 住居費については、國民所得調査室による補正が1949年1—3月期について37.4%増となつてゐるので、いずれの四半期についても一率に37.4%ずつ大きくする。

d. 國民所得調査室による「歸屬利子」額を各四半期ごとに加える。

e. 1950年についても、やはり1948年の各四半期を基準として、上と同様の方法を用いる。

以上の方法によって得られた推計數字は第1表のとおりであるが、この筆者による推計數字は國民所得調査室の數字よりも、合計において約7%ほど高くなる。しかし、いずれにしろ、基礎となつてゐる1948年の物的方法による數字自體が、すでに延長推計によるものであつて、多くの問題を残してゐるのだから、筆者の推計といへどもきわめて近似的なものでしかないことをことわっておかねばならぬ。又、第1表の數字は、1946年から1950年にいたるものを並列させてはあるものの、上においてことわつたように、1949—50年の分については概念上の新しい補正が行われており、1946—48年の數字とは、そのままの形では比較しえないものであることを注意すべきである。

#### 4. 「經濟的消費」の問題

個人消費支出というのは、個人が所得として得た購買力を市場にもつていって消費財ないしはサービスを買う行爲又はその金額を指すのが普通であるが、嚴密に云え

2) *National Income, Supplement to Survey of Current Business*, July 1947, p. 9 参照。



ばそれだけではつきない。そのことは、農民による主食や野菜・燃料などの自家消費のばあいについてすでに明瞭であるし、又前節でのべたように、自己所有使用の土地家屋のサービスや「歸屬利子」によってあらわされる金融業のサービスにかんしても、これらが個人消費支出の中に含まれるものであることが現在の通論となっている。同様に、個人はそのための現金支出をするわけではないが消費財又はサービスの供與を受ける性質のものとして「経費的消費」の範疇がある。これは、會社などが業務上の目的で人を饗應しその費用を會社の経費として計上するばあいである。日本ではこの種の「経費的消費」が特に多い。殊に戦後においては、會社がその重役にたいして多額のボーナスを支拂い、重役をしてボーナスの中から接待費を出させるよりも、ボーナスの金額は控え目にしておいて、會社経費としての接待を行うことが多くなったから、「経費的消費」の度合は戦前以上の規模をもっているとするべきであろう。東京都だけでも、正規に登録されている料理屋・待合の数は 1951 年 5 月末に 3,175 軒に達し、バー・キャバレーのたぐいは 1,989 軒に及んでいるが<sup>3)</sup>、1 日の賣上高が税金を入れて平均 1 軒當り 2 万圓程度であるとしても、1 年間の合計は 377 億圓に達する。日本全體では、これがゆうに 1,000 億圓に及ぶであろう。そしてこうした場所における消費活動はその相當の部分が「経費的消費」であるにちがいない。

「経費的消費」の規模をわれわれに間接的に教えてくれる一つの材料は、酒・煙草の消費についての物的方法による推計と人的方法による推計との著しい隔たりである。たとえば煙草についてこれを見るならば、1949 年についてのそれぞれの数字は次のとおりであって

物的方法による推計	2,004 億圓
人的方法による推計	708 "

前者は後者のほとんど 3 倍に近い。云うまでもなくこの隔たりは、推計方法そのものの不完全さからくる誤差も含んではいるものの、人的方法による推計が煙草消費の一部分しかとらえ得ないものであることは否定の餘地がない。そのことは、同じ 1949 曆年中の専賣局による煙草賣上高が 1,533 億圓に達していたことを考えあわせるならば、ますます明瞭となる。酒についても、ほぼ同様のことが云える。もっとも、物的方法による推計が必ずしも「経費的消費」のすべてを含むものとは限らない。むしろ酒類のばあいには、物的方法による推計をもつても、實際の消費額に及ばないであろうことが想像される。たとえば、1949 會計年度について調べてみると、

物的方法による個人消費支出の推計(國民所得調査室による)は 917 億圓となるが、その期間における酒税の収入は 835 億圓に達しており、酒類の賣上高は少くとも酒税収入の 2 倍以上であるのだから、正規のルートを通じて消費された酒類だけでも、この年度には 1,670 億圓に達したこととなる。そのほかに密造酒が最近では年々 250 万石を下らないという推定<sup>4)</sup>が正しいとすれば、これを 1 升 200 圓と見積っても合計金額は 500 億圓であるし、更に外國製のヤミの洋酒をも加えるならば、總額は 2,500 億圓に近くなるだろう。だから物的方法による推計 917 億圓はまだまだ少なきにすぎるのである。

云いかえるならば、物的方法による推計を行ったからといって、「経費的消費」が全部計上されているという保証はない。物的方法もその具體的な方法如何によって、「経費的消費」を大よそ全部含ませることはできる。そしておそらくは、國民總支出の 1 構成要素としての個人消費支出は、このような「経費的消費」をも含んだものであるべきであろう。この意味でそれは、個人所得の中からの消費支出という概念からは、一そう遠くはなれたものとなる。

## 5. 實質的な個人消費支出

以上のところ、われわれは個人消費支出を時價で表現して論じたが、1946—50 年の時期はかなり著しい物價騰貴の時期であったことだし、時價のままではその實質的な内容を逐年比較することはできがたいので、次に物價變動を捨象したところの数字をみることにしよう。第 2 表がすなわちそれである。

第 2 表 個人消費支出<sup>5)</sup>  
(1948 年價格による)

	(單位 10 億圓)				
(曆年)→	1946	1947	1948	1949	1950
總計	917	1,238	1,631	1,878	2,066
(同人口) ¥ (一人當)	(12,520)	(15,840)	(20,350)	(22,930)	(24,860)
飲食費	561	733	1,088	1,252	1,365

4) 第 9 回國會税法改正參考資料集, 大藏省主税局, 昭和 26 年 2 月, p. 91 参照。

5) 基礎となった個人消費支出の数字は第 1 表からとった。Deflator としては、1947—50 年の時期にかんしては、1948 年基準の CPI 月別指數を年平均して、それぞれの費目にあてはめた。1946 年については CPI が 8—12 月の間だけしかないから、内閣統計局の生計費指數(労働者)における 1946/1947 の比率を 1947 年の CPI に乗じて算出した。實質的消費支出の總計の数字は、各費目の實質的数字を合計したものである。人口 1 人當りの個人消費支出を算出するための人口の数字は「昭和 26 年度年次經濟報告」p. 124 からとった。

3) 都衛生局調。毎日新聞 1951 年 6 月 19 日参照。

衣料費	39	100	73	81	110
光熱費	49	64	69	69	68
住居費	41	51	70	103	101
雑費	227	290	331	373	422

これによってみると、實質的な個人消費支出は5年間のあいだにかなり顯著な増進を示している。人口1人當りにしても、5年間のあいだにほぼ2倍になっている。しかし、前にものべたように、1946年の數字は他の年度の數字と比較して相對的にいっても特に過少評價の傾向があるから、上の趨勢をそれほど正確なものとは云いがたい。各費目について云えば、衣料費がきわめて不規則な變化をしていることも目立つし、光熱費が1948—50年の間、人口1人當りにすれば却って漸減していることも不可思議である。いずれにしろ、個人消費支出推計の現在の段階においては、いまのところまだ種々の分析にたえうるところまではいっていないと云うべきであろう。

## II 民間總資本形成

### 1. 總 括

民間總資本形成は、これを内容的な面からみれば、個人住宅の新設と生産者耐久施設の更新及び新設と企業における在庫品増との合計から成るのだが、これらはすべて投資的な活動であって、いずれも「資金が一定期間ねる」性質のものであるから、資金の面からこれをとらえることができないわけではない。じじつ、從來のわが國における民間總資本形成の推計は、資金の面からこれを行うのが常であった。しかし、元來資金というものは一つのディメンションをもつものであるだけに、いろいろな屬性をもったものがそこに重なりあってくるわけで、一定期間の間の民間資本形成だけをぬきだすということは、決して簡単ではない。特に物價の變動がはげしい時には、この作業は更に困難をきわめる。他方、民間總資本形成を構成する個々の項目を直接的に推計することも、決して容易なわざではない。種々の統計が比較的完備している米國などでは、早くからこの方法による推計が行われてきたが、わが國でこの方法が曲りなりにも採擇されるようになったのは、ごく最近のことに屬する。そうであるだけに、現在のところ、この種の推計は未だ極めて幼稚な段階にあって、その信頼度もおそらくは個人消費支出の推計にさえ劣るといふべきであろう。第3表は、戦後の時期についての民間資本形成の推計を總括したものである。

第3表 民間總資本形成<sup>6)</sup>

(時價による)

(單位 10 億圓)

	1946	1947	1948	1949	1950
總計	48.4	157.6	278.4	438.9	555.1
住宅	6.0	13.2	38.6	43.1	36.3
生産者耐久施設	14.0	42.4	91.0	175.3	226.6
在庫品増	28.5*	102.0	148.8	220.5	292.2

\* 推計の材料として使われた産業資金調達額の數字が1—3月期については不明なので、1—3月期は4—6月期と同額であるという假定の下に計算を行って得られた數字である。又、1949年の個人企業耐久施設の數字は、資料が入手できなかったため、1949會計年度の數字をそのまま利用した。

第3表の數字は、いずれも國民所得調査室による推計を基礎として筆者が組みなおしたものであるが、全體が必ずしも一貫した方法によったものではない。推計方法は實に3通りに分れており、1946—47年についての方法、1948年についての方法、1949—50年についての方法は、それぞれ別個に論じられなければならないのである。

### 2. 1946—47年の推計

まず住宅については、建設省調による普通住宅と農家との新築、増築、改築等の計數を合計したものであって、共同住宅の類は含まないし、又店舗併用の住宅も除かれているようである。金額は第3表のとおりであるが、戸數でいうと、1946年は179,000戸、1947年は182,000戸であり、床面積でいうと、1946年は212萬坪、1947年は193萬坪と推定されている。

生産者耐久施設については、資金面からの推計に頼っている。すなわち、當時は臨時資金調整法(1948年5月廢止)が施行されていて、設備資金の使用が認許可制になっていたから、その數字を利用することによって耐久施設新設の推計を行うことができたわけである。そのさい、設備資金認許可額のうち、「新規設備」として分類されたものの中から土地に對する分を除いたものをもって生産者耐久施設に該當するものとみなした。

在庫品増については、推計方法はもっと間接的であって、その信頼度について非常に大きな問題をのこしている。國民所得調査室の推計においては、やはり資金面からの推定という方法に頼っており、その考え方の骨子は、産業資金調達額の中から固定資産増加額を差引いたのこりが在庫品増に相當するといふのである。そしてこのさ

6) 國民所得統計資料月報, 22號, 昭和25年7・8月; 昭和24曆年並びに年度第2次分配國民所得及び昭和24年度國民總支出推計中間報告; 昭和25曆年國民所得及び國民總支出第1次推計等を参照。



い、固定資産増加額としては、上で推計した生産者耐久施設の数字をそのまま使っているから、結局において民間總資本形成というのは、産業資金調達額に住宅新設の数字を加えたものに等しいということになり、依然としてこの時期の推計は金融統計からのそれが中心であると云わなければならぬ。問題は産業資金調達額をどのようにして推計したかということになるのだが、その方法は次のとおりである。

金融機關貸出増加額  
 +金融機關保有株式社債増加額  
 +農業會兼營事業増加額  
 +コールローン・マネー差額増加額  
 -舊勘定回収額  
 +事業債純増加額  
 +株式拂込金純増加額  
 -資金間重複

ここで「資金間の重複」というのは、法人の預金の増加分を指しているわけで、一方で金融機關の貸出に計上されながら他方において未だ投資に使用されず預金として兩立しているという意味において、重複とみなしたわけである。しかし、このほかに借入金と株式・社債との重複ということも考えられるわけで、じじつ、國民所得調査室の推計でも 1948 年に行われたものにおいては、かかる重複分をも推計して控除していた。これが 1947 年には 255 億にも達したと推定されるので<sup>7)</sup>、この控除項目をとりいれるか否かは非常に大きな問題である。その他の点でも 1948 年に行われた推計と 1950 年に行われた推計とのあいだには相違が多少はあるけれども、同じ 1947 年の在庫増についての同じ方法による推計が前者では 295 億圓であり、後者では 1,020 億圓であるということは、推計方法それ自體の不たしかさを明白に物語るものといえよう。なお又、1946—47 年の時期について特に問題になるのは、金融機關による貸出が非常にしばしば「赤字融資」の性質をもっていたという点である。當時の推計で、貸出のうち 60% までが「赤字融資」にあたりと云われたものである。金融統計によって在庫増を推計しようと思うならば、當然この点は考慮されなければならぬ。さらに重要な点としては、産業資金調達額の中に自己調達の分（自家投資）が含まれねばならぬということである。1948 年に行われた國民所得調査室の推計では、戦前の年についてはこの自家投資が推計されてい

て、それが外部調達純額と殆ど匹敵した大きさを示しているのだが、戦後の年（1946, 1947）については「利用しうる正確な資料がないので不明とした<sup>8)</sup>」と云っているに止まる。以上 2, 3 の点を拾いあげたに止まるが、金融統計からの推計としてみても、國民所得調査室による 1946—47 年の民間總資本形成推計はきわめて不備なものである。

それに、資金面からの推計には、そのほかにも根本的な方法論上の問題がある。元來、短期の信用は取引額にほぼ正比例すると考えられるのだが、取引額は云うまでもなく、取引量と価格とのかけあわさったものである。取引量に變化がなくても価格が 2 倍になれば、取引額も 2 倍になり、且つ大まかに云えば、短期信用の額も 2 倍になるだろう。短期信用の額が 2 倍になったからといって在庫品そがれだけふえたということにならないのは當然である。在庫品の額を直接に推計しえたとしたばあいを考えれば、この点は一そう明瞭となる。かりにいま、t 年のはじめの在庫品の總額が 100 圓で、t 年の末の在庫品の總額が 160 圓であるとする。そして物價指數はその間に 100 から 200 に上ったとするならば、實質的には在庫は 100 から 80 に落ちたことになる。しかるに今、160 圓から 100 圓をひいたのこりの 60 圓をもって在庫品増とみなし、それを實質化するためには年央の物價指數 150 で割って 40 圓であるなどといったら、それが大變な間ちがいであることは、何人の眼にも明らかどころであろう。物價變動がはげしいときには、金融統計の増減が實質量の増減と同じ方向のものとは限らないことが先ず認知されねばならないのである。以上の諸点を考えると、1946—47 年の在庫増の推計は、現在のところ、ほとんど批判にたええないほどのものであるというのほかに、ましてや經濟分析の材料として使いうるていものではない。

### 3. 1948 年の推計

・住宅の新設については、前節における推計方法と同様であって、戸数は 37.5 萬戸、床面積は 464 萬坪となつて、1946 年 1947 年にたいし、いずれもほぼ 2 倍になっている。

生産者耐久施設については、この年になって全く新しい方法がとられた。その機縁となったのは、大藏省が新しく行った法人企業調査によって 1948 年末の法人の固定資産總額が 158,378 百萬圓<sup>9)</sup>であるということが分つ

7) Estimate of National Income and National Product of Japan Proper, 1935-1944, 1946 and 1947 (英文と和文), 國民所得調査室, 17 August 1948, 附録 p. 14.

8) 前同, 備考 p. 15.

9) この評價は大體において簿價によつているので、再取得價格にたいしては、かなりの過少評價であろう。

たのによる。そこで問題は、このうちのどれだけが1948年に新しく加えられたものと見るべきか、という点である。この点を明らかにするために国民所得調査室が採用したところの方法は、各四半期ごとにその期間中の固定資産増加率を算出し、この比率を使って1948年末から逆にさかのぼって各四半期末の固定資産総額を推計するという方法であった。そして、その増加率算出のためには、国民所得調査室調の法人資金実績調査（サンプル数約500）を利用している。すなわち次表のとおりである。

	期中増加率 %	累積指数 1948年末=100	期末固定資産額 10億圓
1947年10-12月	23.5	42	67.4
1948年1-3月	20.6	51	81.2
" 4-6月	18.8	61	96.5
" 7-9月	31.3	80	126.7
" 10-12月	25.0	100	158.4

このようにして、1948年中の増加分は910億圓と推定されるわけである。

このような推計方法それ自体には相當の問題がある。われわれが民間總資本形成の一部として求めようとしている生産者耐久施設というのは、新投資の部分だけでなく、舊施設取換えのためにこしらえたものをも含まねばならぬ。従ってその總額は、固定資産の純増部分としてあらわれるものではない。又、物價變動がきわめてはげしい時期において、まちまちの評価をえている固定資産の集計額を、500程度のサンプル調査によって得られた「四半期増加率」によって逆算することにも、非常な無理がある。かかる方法によって得られた結果の数字である910億圓が一體何を意味するものであるか、その判定は決して一義的なものでありえないだろう。かりに又以上の数字が正確であるとしても、これは法人企業だけにかんするものであって、個人企業の分はふくまれていない。これは、大きな脱漏にちがひなく、この面から云えば、910億圓という数字は過少評価と云わねばならぬ。

在庫品増についても、1948年にかんしては、大藏省の法人企業調査をもととした新しい方法が用いられた。やはり1948年12月末の「法人棚卸資産現在高」が、各産業別で

鑛業	236億圓
製造工業	1,778 "
建設工業	152 "
商業	367 "
その他	407 "
合計	2,940億圓

というふうに分っているので、これらの数字を、指数を使って逆に1947年12月末までさかのぼらせ、かくして1948年中の増加分を推計したわけである。そのさい、指数としては、生産者耐久施設のばあいと同じように、国民所得調査室調の法人資金状況調査から得られた各四半期ごとの期中増加率をもととしたものが利用された。その指数自体も各産業別に算出されており、1948年12月末を100としたものが、1947年12月末には

鑛業	49
製造工業	43
建設工業	43
商業	40

というふうには推定されていて、かなりの正確度を期したように見られはするのだが、ここでもやはり、問題は、貨幣價値の變動による在庫額の増加と、實質的な在庫増とが、必ずしも数字の上で並行的にあらわれないということである。實質的には減少していながら、上のような推計では増加となってあらわれることがありうるのである。なお、この1948年の推計は法人企業にかんするものだけであることを付記すべきであろう。

#### 4. 1949-50年の推計

住宅新設については、建設省調の建築物等竣工実績調査が利用されている。ここでは店舗併用住宅や農家の建設が除かれているから、一應ミニマムの数字として受取るべきであろう。1948年までと同様に農家の新設をもここに含めるならば、1949年の住宅は431億圓ではなくて592億圓になる。国民所得調査室がこの農家の分を除いたのは、次の生産者耐久施設の項において、1949年以降は新しく個人企業の分をも計上することにしたためと思われるのだが、一方、生産者耐久施設の欄をみると、農家については、農家經濟調査が減少を示しているからというので、「新投資はないものと断定」<sup>10)</sup>されている。1950年になると、住宅新設の数字は更に下っていて、もしも貨幣價値の變動を考慮するならば、次表のごとく

	住宅新設額 (10億圓)	物價指數* (1934-6=1)	住宅新設量 (100萬圓)
1946	5.97	17.3	335
1947	13.22	58.4	227
1948	38.59	132.4	291
1949	43.12	187.1	231
1950	36.26	219.2	165

\* 物價指數としては日本銀行調の卸賣物價指數のうち建築材料の分をとった。

10) 昭和24曆年並びに年度第2次分配國民所得及び昭和24年度國民總支出推計中間報告, p. 28.



かなり著しい減少の傾向をたどっている。一つには、これは deflator として利用した物價指數の不備による點があるのかもしれないが、かなり經濟が回復を示した 1950 年が戦後最悪の年であった 1946 年の半分であるというのは、明らかにわれわれの常識に反する。住宅新設の數字は、根本的に再検討されなければならない。

生産者耐久施設については、1949 年になってはじめて個人企業の分が直接に推計されて總額の中に加えられることとなった。國民所得調査室は、最初、サンプルによる經濟調査（農林水産業については農林省の農家經濟調査、製造工業及び商業については國民所得調査室の個人企業經濟調査）をもととして所得にたいする投資の割合を求め、この比率を別途計算されている業主所得に乗ずることによって、耐久施設の推計を行った<sup>11)</sup>。その結果得られた比率は、1949 年について云えば、

農 業 <sup>12)</sup>	0.2%
製造工業	5.9%
商 業	3.4%

となり、農業についてはいかにも小さい。そのためか、國民所得調査室はその後になって、農業については新しくもっと直接的な方法を採用することにしたようである。すなわち、農林省調の農機具配給割當高の統計から農機具の數量を推計し、それに物財統計からえられた實效價格（品目別平均價格）を乗ずるという方法である。この結果は、農業における生産者耐久施設がかなり大きくなり、いくらか實情に近いものとなったということができよう。製造工業や商業については依然として前述の方法に頼っているのだが、個人企業經濟調査そのものの代表性や信頼度を別としても、ベースとして利用されているところの業主所得の誤差がそのまま移しこまれるわけ、なお相當の問題をのこしていると云わなければならない。

生産者耐久施設の法人の分にかんしても、1949 年以降には何がしかの改善がなされている。推計にあたっては、全體を便宜上 3 つの部類、すなわち

- a. 金融業以外の法人企業の新投資
- b. 金融業の新投資
- c. 減價償却費

に分け、それぞれについて別々の方法を用いている。金

融業以外の法人企業の新投資については、1948 年のばあいと同じように、大藏省調の法人企業調査が利用されている。たとえば 1949 年についていうならば、1949 年 12 月末の固定資産残高から 1948 年 12 月末の固定資産残高を差引けばよいということになるのだが、かくして得られる増加分はそのすべてが償却資産ではないということから、一定の比率（たとえば 1949 年については 75%）を乗じて償却資産の増加分を推計する、という方法をとっている。かくしてえられた 1949 年の數字は 916 億圓<sup>13)</sup>である。金融業については、大藏省の法人企業 C 調査によっては把握されえないので、金融機關（生命保險、損害保險、銀行）の決算書を基礎にして、建物にたいする投資だけを別途推計し、たとえば 1949 年度については 26 億圓という數字をえている<sup>14)</sup>。以上 2 つの項目はいずれも新投資であるから、總資本形成の數字にするためには、このほかに減價償却の部分が加えられなければならない。1948 年までは、この減價償却部分が原則として加えられていないので、國民所得調査室の數字では 1948 年と 1949 年とのあいだに一つの斷層があるわけである。減價償却費の推計方法としては、だいたい年央の償却資産總額を産業別に推計して、これに各産業ごとの償却率をかけるという手順を使う。年央の償却資産總額をだすためには、大藏省調の法人企業調査から、前年末の固定資産現在高をとり、それに年中の同増加高の半分を加え、その中から償却資産だけをはじきだすために別途計上したところの比率（たとえば 1949 年については平均して 79%）を乗じて、これを求める。償却率の方は、安定本部と日銀調の法人資金狀況調査から得ており、産業全體を平均して 12.5% 程度のものとなっている。かくして得られた減價償却費の合計は、1949 年についていうと、215 億圓にのぼるのである。

さて最後に、在庫品増加についても、この時期から新しく個人企業の分が加えられることとなった。ただ農林水産業については、資料の關係で推計不可能との理由で、國民所得調査室の推計の中には計上されていない。製造工業と商業については、耐久施設の推計のばあいと同じように、サンプル調査であるところの個人企業經濟調査から、業主所得にたいする在庫増の比率をはじきだし、この比率を別途計算されている業主所得に乗ずるとい

11) ただし、個人企業のうち、推計の中に含まれたのは、農林水産業、製造工業、商業だけであって、その他の業種は省略されている。もっとも以上 3 業種だけで、個人業主所得の中のほぼ 86% を占める。

12) 1948 年について得られた比率をそのまま援用している。

13) この項目の數字だけについて云えば、1948 年と 1949 年とは殆ど同額になっている。卸賣物價指數に 6 割のひらきがあることを思うと、これはたしかにおかしい。

14) これは會計年度の數字であるが、曆年の數字が得られず、おそらくは兩者のあいだに大差はないと思われるので、ここでは、そのまま曆年の數字として援用した。

方法を用いている。かかる比率は 1949 年については、製造工業が 13.1%、商業が 9.5%であるが、ここでも又、貨幣価値変動の面と實質的な在庫増減の面とがからみあっていて、われわれが求めているところの「物量上の純増加を期中の平均価格で表示する」という建前に、どのくらい近似しえているのか明瞭ではない。

法人企業の在庫増についても、耐久施設のばあいと同様に、大蔵省調による法人企業調査から、年末数字の差引きという方法によって推計されている。

さて 1949—50 年の時期についての推計方法の概要は以上のとおりであるが、方法としては、以前の間接的なものから次第に直接的なものに轉じてきたとはいうものの、推計の結果についての信頼度は、決して高まったということとはできないようだ。却って逆に多くの新しい推計上の問題をひきおこして、全く試算の域を出でないというのほかはない。他方、金融統計を利用しての純投資の推計は、基礎の数字が比較的正確であるだけに、數年間の傾向をみるためのものとしては、かえって一貫している利點もあって、十分参考にはなるのであって、わが國における民間總資本形成推計の現在の段階においては、あながち輕視することはできないのである。そこで、資金面から調べた「民間産業設備純投資額」を、いわゆる「經濟白書」からの数字で 1948—50 年間を整理してみると、次表のとおりとなる<sup>15)</sup>。(ただし、これはいずれも會計年度の数字である。)

	(單位 10 億圓)		
(會計年度)→	1948	1949	1950
銀行信託金庫 (復金を除く)	12.3	29.7	58.3
復 金	68.3	— 4.6	— 6.2
事 業 債	0.8	18.9	31.7
株 式	17.7	40.4	22.6
見 返 資 金	0	24.6	28.6
社 内 留 保	8.7	18.0	30.0
合 計	107.8	127.0	165.0

この表に集計されている数字は、大體において法人企

15) 1949—50 年度の数字は『昭和 26 年度年次經濟報告』p. 67 から、そのままとった。1948 年度については、社内留保の数字は山田雄三編『日本國民所得推計資料』p. 105 より、その他の数字は『經濟現況報告』(昭和 25 年 6 月 30 日) p. 27 よりとった。事業債や株式については、手取金の中から設備資金として使用されたと推定されうるものだけを計上し、銀行資金の方は設備資金としての貸出純増をあげてある。復金の項が 1949—50 年度についてマイナスになつてゐるのは、云うまでもなく回収額であることをあらわす。

業(金融業をのぞく)の耐久施設新投資の分に相當すると思われるのだが、それにあたる第 3 表内の数字は 1949 年が 916 億圓、1950 年が 1,268 億圓<sup>16)</sup>であるから、趨勢においてはほぼ同じであるが、絶対額においては資金面からの推計の方が 3~4 割大である。資金面からの推計の中で、社内留保からの新投資はミニマムの数字であると思われるので、實際は設備投資がもっと大であるだろう。

### 5. 實質的な民間總資本形成

推計方法そのものにきわめて多くの問題をのこしているわけであるから、第 3 表に總括された数字をそのまま實質化しても、はたしてどれほど意味のある指標がえられるかは疑問とはいうものの、一應卸賣實效物價指數を deflator として實質化してみると、その結果は第 4 表のとおりである。

第 4 表 民間總資本形成  
(1948 年價格による)

	(單位 10 億圓)		
	總 額	物價指數*	實質量
1946	48.4	12.7	381
1947	157.6	37.6	419
1948	278.4	100.0	278
1949	438.9	163.0	269
1950	555.1	191.7	290

\* 物價指數としては、日銀調卸賣物價指數(1934—36=1)を 1948 基準に換算したものを使った。

第 4 表によると、實質的な民間總資本形成は 1946—47 年の時期から 1948—50 年の時期へかけて約 3 割方おちており、われわれ日常の常識とは、どうしても合わない。ことに、前述したように、この推計では、年を経るにつれて項目の脱漏がおぎなわれてきており、たとえば 1949 年の總計の中でその年にはじめて計上された項目(個人企業の資本形成と法人の減價償却分)の合計は、1,466 億圓に達し、全體の約  $\frac{1}{3}$  である。もっとも、1946—47 年の推計では、金融統計を基礎としただけに、これらの項目も間接的にはかなりの程度含まれたと見なしうるのであるが、いずれにしても、第 4 表にあらわれた數値はやや奇怪である。殊に、第 3 表によって、總資本形成の中の構成を検討すると、いずれの年においても在庫品増が全體の半分以上を占めている。米國の統計をみても、1929 年以來の数字で、在庫品増が總資本形成の中の割合として一ばん多かったところの 1941 年をとって

16) 國民所得調査室の資料から筆者が推算したものである。なお 1949 會計年度の数字は 1,017 億圓である。



も、その割合は21.3%でしかない。年々續いて在庫品増が總資本形成の中の50~65%を占めるということは、抽象的に考えても一寸ありえないことであろう。

以上を結論して云えば、民間總資本形成の數字は、か

なり根本的な再改訂をするのでなければ經濟分析のための素材とはなりえないと云わなければならない。

(都留重人)

## 戦後分配國民所得の變容

序

### I 算定結果の分析

#### 1 算定方法の検討

#### 2 結果の吟味

### II 分配所得分析に關する諸問題

序

わが國の國民所得推計は、戦前は主として物的方法による生産國民所得の系列であったが<sup>1)</sup>、戦後は、主として分配國民所得の算定に向っている。このように算定方向が轉換したのは、戦後わが國の國民所得算定を指導したE. S. S. (ことに Nora Kirkpatrick 氏)の意向に基づく。當時わが國では、インフレーション進行中であつて、國民所得を分配面から月別に推計し、それによってインフレ過程の分析に資することを主たる目的としたようである。しかし、この作業は甚しく困難をきわめ、そしてその困難はいまなお去らないのである。

第1に、わが國ではアメリカにおけるがごとく、農業・鑛工業・商業にわたるセンサスが實施されていない。戦前における生産國民所得の推計も、生産統計が比較的利用しうる點から試みられたにすぎず、従つて總生産額から純生産額を導き出す過程において、いわゆる「所得率」の決定には、種々な困難を伴うものである。昭和5、10年度の内閣統計局調査も、この點に關しては、標本調査に依り或いは既存資料に依っているが、當時の標本抽出は今日の知識からみれば甚しく不完全であつたことは言うまでもない。さらにいわゆる「その他産業」に包括せられる各種の職業の所得調査は、人的方法に依らぬわけにゆかず、したがつて主として課税統計の利用に從うものであつた。

第2に、わが國の租税統計は必ずしも完全でない。ことに所得税統計における産業分類は、例えば「庶業」の内容が細分されていないので、國民所得推計にとっては不都合な點が多い。これを用いて所得推計を行うには、

1) 戦前において人的方法によつて算定を試みたものとしては、例えば内閣統計局「大正十四年に於ける國民所得」(昭和3年刊)、土方成美「國民所得の構成」(昭和8年刊)がある。

#### 1 分配所得の deflator

#### 2 相對的分前の變動要因

#### 3 要素支拂の所得増加効果

#### 4 インフレーションによる所得再分配効果

脱税の他に免税點以下の所得の推算を必要とし、ここにも暫々恣意的な假定がふくまれるのである。

第3に、このような不完全な資料を基として、月別乃至四年期別推計を行うには、さらに動態調査を必要とする。しかし、例えば勤勞所得推計の主たる資料としての賃金統計さえ、その範圍は局限され、また必ずしも完全ではないのである。

このような諸困難にも拘らず、經濟安定本部財政金融局國民所得調査室は、昭和21年以降分配國民所得につき、年度、歴年、4年期別推計を發表している。

しかるに、昭和25年9月27日附非公式覺書によつて昭和24歴年4年期別分配國民所得の過少評價であることが指摘されるに及んで、同調査室は同年推計について目下改算中である。しかし、その改算にあつて算定方法のみならず、概念規定についても多少の變更を加えたために、過去の計數とは直ちに接續しえないものとなっている。

## I 算定結果の分析

### 1. 算定方法の検討

國民所得の利用には、その各項目の概念のみならず、資料と算定方法とを熟知しなければならない。

分配國民所得は、生産要素への支拂 (factor payments) である。これを四項目 (賃銀、俸給、地代、利子、利潤) に分類するのは、生産要素に基づく分類であるが、實際の算定においてはこれらの明確な區別が容易でない場合が多い。従つて、これを例えば階級別分配の問題について實際の資料に用いようとするには、構成内容について十分な注意を拂わねばならない。また、地代、利子、配當金はいずれも個人へ支拂われたもののみを含み、法人へ支拂われる地代、利子、配當金は一括して法人利潤中に含まれている。これは二重計算をさけるための措置であるが、このゆえに國民所得計算における地代、利子、